

〔刑事訴訟法〕

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。

【事例】

司法警察員Pは、Aが覚醒剤を密売しているとの情報を得て、内偵捜査を進めた。その結果、その拠点
は、Aが妻甲及び息子乙と同居するアパート1階にあるA方居室であるとの疑いが強まった。

そこで、Pは、令和3年11月13日、Aを被疑者とする前記覚醒剤営利目的譲渡被疑事件に関し、捜
索すべき場所をA方居室、差し押さえるべき物を「覚醒剤、注射器、計量器等」とする搜索差押許可状の
発付を受けた。

Pは、同月15日、他の司法警察員らと共に、A方居室付近に赴き、同日午後1時30分頃、玄関扉を
少し開けて顔を出した甲に対して、搜索を実施する旨告げた。

Pは、Aが不在であったため、甲を立会人としてA方居室の搜索を実施することとし、甲に対して、前
記搜索差押許可状を呈示して搜索を開始した。その際、甲が同室玄関内において、コートを着用し、靴を
履いてキャリーケースを所持していたことから、Pは、甲が同室内から覚醒剤の密売に関する物を同キ
ャリーケースに入れて持ち出そうとしていたのではないかと疑いを抱き、甲に対し、再三にわたり、
同キャリーケースを開けて中を見せるように求めた。しかし、甲は、同キャリーケースの持ち手を握っ
たまま、これを拒否した。そこで、Pは、①甲の承諾を得ることなく、無施錠の同キャリーケースのチャ
ックを開けて、その中を搜索し、覚醒剤や注射器を発見した。

その後、Pは、他の司法警察員らと共に、同室の搜索を継続し、同室から覚醒剤、注射器及び計量器を
発見した。そして、その頃、乙がボストンバッグを所持して同室に帰宅した。乙が同室内に入った後も同
ボストンバッグを手放さなかったことから、Pは、同ボストンバッグ内にも覚醒剤の密売に関する物が
入っているのではないかと疑いを抱き、乙に対し、再三にわたり、同ボストンバッグを開けて中を見
せるように求めた。しかし、乙は、同ボストンバッグを両腕で抱きかかえて、これを拒否した。そこで、
Pらは、②乙を羽交い締めにした上、乙から同ボストンバッグを取り上げて、その中を搜索し、覚醒剤を
発見した。

〔設問〕

下線部①及び②の各行為の適法性について論じなさい。なお、前記搜索差押許可状は適法に発付され
たものとする。

(参照条文) 覚醒剤取締法

第41条の2 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（第42条第5号に該当する
者を除く。）は、10年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期
懲役及び500万円以下の罰金に処する。

3 (略)



表

試験科目	受験番号			フリガナ	
刑事訴訟法				氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 水野 直
質問：sha98fuki@yahoo.co.jp
2025.4.15実施 Aゼミ 刑事訴訟法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き進えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：弁護士 水野 直
質問：sha98fuki@yahoo.co.jp
2025.4.15実施 Aゼミ 刑事訴訟法

45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



表

Bゼミ

試験科目	受験番号			フリガナ	
刑事訴訟法				氏名	

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会
講師：水野直 先生
質問：sha98fuki@yahoo.co.jp
2025.5.28実施 Bゼミ 刑事訴訟法

刑事訴訟法

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

刑事訴訟法

23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会



裏

(注意事項)

1 答案用紙の種類

本答案用紙は、憲法の答案用紙です。

行政法の答案を本用紙に記載して提出した場合には、試験時間内に申し出があった場合を除き、零点となるので、注意してください。

なお、試験時間中に答案用紙の取違えに気付いた場合には、試験監督員の指示に従ってください。（試験時間終了後の答案用紙の取違えの申出には一切応じません。）。

2 答案用紙の取扱い

答案用紙の取替え、追加配布はしませんので、汚したり曲げたりしないでください。

3 答案作成上の注意

(1) 答案は横書きとし、解答欄の枠内に頁数に従って書き進めてください。なお、解答欄の枠外（着色部分及びその外側の余白部分）に記載した場合には、当該部分は採点されません。

(2) 答案は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記載することとし、これ以外で記載した場合には、無効答案として零点となります。

(3) 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で1行の場合には横線で消して、その次を書き直してください。

(4) 答案用紙の表裏を書き通えて答案を作成した場合には、表が白紙の時には「裏から記載」、それ以外の時は「裏から記載」とだけ、試験期間中に表の解答欄に記載してください。（試験時間終了後に記載することは認めません。）

(5) 答案用紙の※印の欄には何も記載しないでください。

4 その他

解答欄に受験者の氏名又は特定人の答案であると判断される記載のある答案は無効答案として零点となります。

明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会

講師：水野直 先生

質問：sha98fuki@yahoo.co.jp

2025.5.28実施 Bゼミ 刑事訴訟法

刑事訴訟法

45		67	
46		68	
47		69	
48		70	
49		71	
50		72	
51		73	
52		74	
53		75	
54		76	
55		77	
56		78	
57		79	
58		80	
59		81	
60		82	
61		83	
62		84	
63		85	
64		86	
65		87	
66		88	
明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会		明治大学法曹会 司法試験予備試験答案練習会	

刑事訴訟法

一 下線部①の行為の適法性

1 搜索の可否

①は、搜索すべき場所をA方とする搜索差押許可状に基づき、甲が所持しているキャリーケースに対して行われている。このように、場所に対する搜索許可状に基づき、物を搜索することは適法か。

法は、「場所」「身体」「物」を分けて規定している（刑事訴訟法（以下略す）219条1項）。これは、通常これらには別個のプライバシー権及び管理権が及んでいるところ、それぞれ個別に特定・明示を要する趣旨によるものである。もっとも、令状裁判官は、場所に対する搜索を許可するにあたり、そこに通常存在する物に対する搜索の可否も併せて審査しているといえる。したがって、搜索すべき場所に通常存在する物に対する搜索は、場所に対する搜索許可状に基づき可能であると考ええる。

A方は、内偵捜査の結果、覚せい剤密売の拠点であるとの疑いがある。甲は、A方に同居する者であるところ、覚せい剤密売に関与している疑いがある。本件搜索時に、甲は、A方玄関前において、コートを着用し、靴を履いてキャリーケースを所持していたことから、覚せい剤の密売に関する物をキャリーケースに入れて持ち出そうとしている疑いがある。これらの事実を照らせば、キャリーケースには、覚せい剤営利目的譲渡被疑事件に係る覚せい剤等が存在する疑いが濃厚であり、キャリーケース本体を含めて、搜索すべき場所であるA方に通常存在する物といえる。

したがって、本件搜索差押許可状に基づき、キャリーケースに対する搜索は可能である。

2 「必要な処分（222条1項前段による111条1項本文前段の準用）」としての適法性

①は、甲の承諾を得ることなく行われているところ、これは「必要な処分」として適法か。

「必要な処分」とは、搜索差押えという強制処分を執行するに当たり、捜査目的を達成するために必要かつ相当な行為が可能であることを確認的に規定したものである。この趣旨に照らせば、「必要な処分」とは、捜査目的達成のために必要かつ相当な行為をいうと考える。

甲は、Pからの再三にわたる求めにもかかわらず、同キャリーケースの持ち手を握ったまま、開けて中を見せることを拒否した。このように、言葉による説得が奏功しない以上、その承諾を得ずにキャリーケースを開けて中を見る必要が生じたといえる。そして、キャリーケースは無施錠であり、チャックを開ける行為はキャリーケースを物理的に損壊するものではない。「錠を外し」で行うことも可能とされることとの均衡からも、相当といえる。

したがって、①は「必要な処分」として適法である。

二 下線部②の行為の適法性

1 搜索の可否

(1) ②は、A方を搜索すべき場所とする搜索差押許可状に基づき、

乙が所持するボストンバッグに対してなされている。このように、場所に対する搜索許可状に基づき物に対する搜索の可否が問題となる。

この点は、乙が覚せい剤密売の拠点の疑いのあるA方の同居人であること、乙のボストンバッグもA方に通常存在する物として令状裁判官の審査が及んでいるといえることから可能である。

(2) 乙は、搜索継続中にA方に帰宅し、ボストンバッグをA方に運び入れている。このように、搜索継続中に搜索すべき場所に搬入された物に対しても搜索は可能か。

搜索許可状には「有効期間」が定められている。これは、令状裁判官が、捜査機関に対し、搜索の執行開始時期の決定に係る裁量を与えたものと解される。それにもかかわらず、物の搬入が搜索の開始前か後かによって法的取扱いが異なるのは妥当でない。したがって、搜索継続中に搜索すべき場所に搬入された物に対しても搜索は可能と考える。

ボストンバッグは、搜索継続中に乙がA方に所持して運び入れたものであるものの、搜索は可能である。

2 「必要な処分」としての適法性

Pらは、乙を羽交い絞めにした上で、乙から同ボストンバッグを取り上げて、その中を搜索している。この行為は、「必要な処分」として適法か。

「必要な処分」の内容は上述したとおりであり、その適法性は、

搜索の目的を達成するために必要かつ相当といえるかどうかによって判断する。

Pは、乙に対し、再三にわたり、同ボストンバッグを開けて中を見せるよう求めた。ところが、乙は、同ボストンバッグを両腕で抱きかかえて、これを拒否している。乙に対し、言葉による説得は不可能であり、同ボストンバッグに対する搜索をするためには、これを物理的に乙から取り上げる必要が生じたといえる。

一方、ボストンバッグを取り上げる態様は、乙を羽交い絞めにするというものである。これは、乙の身体を自由を制限するものである点で、手段としての相当性を欠くとも思われる。もっとも、乙は同ボストンバッグを抱きかかえているところ、バッグを引っ張るなど、より制限的でない手段によってはボストンバッグを取り上げることはできなかったといえる。このような捜査の必要性に照らせば、羽交い絞めにすることも相当といえる。

したがって、②は「必要な処分」として適法である。

以上

一 令和4年予備試験出題趣旨【下線部及び番号は講師による】

(出題の趣旨)

本問は、Aに対する覚醒剤取締法違反事件において、警察官がA、Aの妻甲及びその息子乙が居住するアパート居室（以下「A方居室」という。）を搜索場所とする搜索差押許可状（以下「本件許可状」という。）の発付を受け、本件許可状に基づきA方居室の搜索を実施したところ、設問1では、甲がその場で携帯していたキャリーケースを搜索した事例において、本件許可状によって、甲の携帯物を搜索することが許されるのかについて、最高裁判所の判例（最決平成6年9月8日刑集48巻6号263頁）〔※1〕をも踏まえた検討をさせることを通して、①憲法35条が搜索する場所及び押収する物を明示する各別の令状を要求している趣旨や、②「場所」に対する搜索許可状に基づき、その場所に存在する「物」を搜索することの可否についての基本的理解を問うものである。また、設問2は、上記搜索中に同居室内に帰宅した乙が携帯していたボストンバッグを、有形力を行使して搜索した事例において、最高裁判所の判例（最決平成19年2月8日刑集61巻1号1頁）〔※2〕の基本的な理解を踏まえつつその適否を検討させることを通して、③本件許可状の効力が令状呈示後に同居室内に搬入された物品に及ぶか、また、④搜索の際に処分を受ける者の身体に有形力を行使することの可否及び限度といった、令状による搜索の実施に当たり許される処分の範囲についての基本的理解を問うものである。設問1及び2のいずれも刑事訴訟法の基本的な学識の有無及び具体的事案における応用力を問うものである。

二 本問の分析

基本的な視点：令状裁判官の令状審査はどこまで及んでいるか。

1 ②「場所」に対する搜索許可状に基づき、その場所に存在する「物」を搜索することの可否

本件搜索許可状は、搜索すべき場所を「A方居室」としている。司法警察員Pは、甲が所持していたキャリーケースという「物」を搜索している。キャリーケースは「物」であるが、これを本件搜索許可状に基づき搜索することができるか（「物」としてキャリーケースが明示された「格別の令状」（憲法35条2項）である搜索許可状がなければ搜索できないのではないか）？

「場所」に対する搜索許可状に基づき、そこにある「物」を搜索することができるかを、解釈により明らかにする必要がある。

(1) 検討

・形式的理由：法は、令状に記載しなければならない事項として、搜索すべき「場所」と「物」を区別して規定しているところ（刑訴219条1項）、「場所」に「物」が含まれると考えるべきではない¹。

・実質的理由：「場所」と「物」の正当の理由の判断がそれぞれ異なり得ることから、令状裁判官は「正当な理由」（憲法35条1項）の有無を別個に審査している²。

→令状裁判官は、「場所」に対する審査に際し、その管理権に包摂される「物」についても「正当な理由」の存否を審査している。そして、当該場所に通常存在する物は、その管理権に包摂されている。そうすると、「場所」に対する搜索許可状に基づいて、そこに通常存在する「物」の搜索も可能と考えられる³。

(2) ①憲法35条が搜索する場所及び押収する物を明示する各別の令状を要求している趣旨⁴（関連条文：憲法35条1項・2項、法219条1項）

〔対裁判所〕令状裁判官の令状審査を慎重に行わせること

〔対捜査機関〕捜査機関の搜索権限の及ぶ対象を「正当な理由※」（憲法35条1項）があると令状裁判官が認めた範囲に限定することで、一般的搜索を防止すること

〔対被処分者〕搜索を受ける者に対し受忍すべき搜索の範囲を告知し、不服申立ての便宜を与えること

※場所に対する搜索における「正当な理由」とは、⑦犯罪の嫌疑の存在と①捜査機関が当該犯罪の「証拠物と思料する物」（法222条1項本文前段が準用する99条1項本文）がその場所に存在する蓋然性があることをいう。

¹ 古江頼隆『事例演習刑事訴訟法〔第3版〕』[2021] 142頁

² 前掲古江 135頁

³ 最高裁判所の判例（最決平成6年9月8日刑集48巻6号263頁）〔※1〕は、この点につき以下のように判示して肯定するものの、その理由を判示していない。

（警察官が、被告人の内妻に対する覚醒剤取締法違反被疑事件につき、内妻及び被告人が居住するマンションの居室を搜索場所とする搜索差押許可状の発付を受け、右許可状に基づき右居室の搜索を開始したが、その際、同室にいた被告人が携帯するボストンバッグの中を搜索したという事実関係の下において）「前記搜索差押許可状に基づき被告人が携帯する右ボストンバッグについても搜索できるものと解するのが相当である……」

⁴ 大澤裕ほか『判批（第11版）』[2024] 44頁（島戸純）、46頁（洲見光男）、松尾浩也ほか『条解刑事訴訟法（第5版増補版）』[2024] 233頁

2 ③本件許可状の効力が令状呈示後に同居室内に搬入された物品に及ぶか

A方居室を捜索中に、乙がボストンバッグを所持して同室に帰宅した。ボストンバッグを捜索するには、本件許可状の効力がこれに及んでいる必要がある。捜索許可状の呈示後、捜索すべき場所に搬入された物にも同捜索許可状の効力が及ぶかを解釈により明らかにする必要がある。

(1) 検討

肯定説

- ・ 捜索許可状の呈示の趣旨が捜索を受ける者に対する手続保障にある以上、これに捜索の範囲を限定する実体的役割があると考えるのは相当でない。
- ・ 「捜索すべき場所」につき「正当な理由」があると令状裁判官が判断した時間的間隔が有効期間であるところ（法219条1項、規155条1項5号・300条）、捜索の着手後に搬入された物であっても、それが「捜索すべき場所」の管理権に包摂される物である限りは捜索可能と考えられる。
- ・ 着手時に物が搬入済みであれば捜索可能なのに、未搬入である場合に捜索不可能となると解するのは、偶然の事情で結論が異なる点で不合理である⁵。

(2) ④捜索の際に処分を受ける者の身体に有形力を行使することの可否及び限度

セカンドバッグを抱え込んだ乙を羽交い絞めにしてセカンドバッグを取り上げた司法警察職員の行為の適法性

捜索許可状で許可されたのは「捜索」のみだとすれば、羽交い絞めは捜索ではないから、これを許可状の効力として行うことはできないとも思われる。法は、「捜索許可状の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をす

⁵ 〔※2〕最高裁判所の判例（最決平成19年2月8日刑集61巻1号1頁）はこの点につき以下のように判示して肯定するものの、その理由を判示していない。

「警察官が、被告人に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、捜索場所を被告人方居室等、差し押さえるべき物を覚せい剤等とする捜索差押許可状に基づき、被告人立会いの下に上記居室を捜索中、宅配便の配達員によって被告人あてに配達され、被告人が受領した荷物について、警察官において、これを開封したところ、中から覚せい剤が発見されたため、被告人を覚せい剤所持罪で現行犯逮捕し、逮捕の現場で上記覚せい剤を差し押さえたというのである。所論は、上記許可状の効力は令状呈示後に搬入された物品には及ばない旨主張するが、警察官は、このような荷物についても上記許可状に基づき捜索できるものと解するのが相当である……」

ることができる」と規定している（法 222 条 1 項本文前段の準用する 111 条 1 項前段）。これは、搜索許可状の執行に際してその実効性を確保するために必要かつ社会通念上相当な行為が可能であることの確認的規定⁶と解されている。そして、有形力の行使についても、これを禁止する規定がないことから、搜索の実効性を確保するために必要かつ社会通念上相当である限り可能と考える（令状裁判官は、捜査機関が搜索許可状の執行に際し、その実効性を確保するため、必要かつ社会通念上相当な行為を行うことを想定して令状審査しているのだから、当該行為を行うことも可能）。

【必要性】

ある行為が搜索の実効性を担保すれば必要性が肯定される→可能。

特に覚醒剤事犯では、以下の点を考慮する必要がある。

- ・被疑事実が覚醒剤営利目的譲渡罪（覚醒剤取締法 41 条の 2 第 2 項）
- ・覚醒剤は小分けにして小袋（パケ）に入れて容易に運搬・隠匿可能
- ・覚醒剤の所持が決定的証拠（少なくとも単純所持の事実は確定する）
- ・覚醒剤は証拠隠滅が容易で、一度搜索の機会を逃すと次はない
- ・覚醒剤が在中する携行品の開扉を求められた者がこれを拒むことは想定される

搜索許可状の令状審査において、令状裁判官は、以下の事態を想定している。

- ㊦ 携行品の所持人が捜査官からの開扉要請に応じない事態
- ㊧ その事態に際し、捜査官が必要かつ相当な有形力を行使して携行品を所持人から取り上げる事態

【相当性】

捜査の必要性に照らして、捜査の受け手が受ける不利益が釣り合っているかどうか（同じ目的を達成するより緩やかな手段があり得るかどうか）→その限度に収まる限り相当。

乙のセカンドバッグを搜索する方法が他にあるかどうか（なければ相当、あれば不相当）。

⁶ 前掲条解刑訴 242 頁

2025 年 5 月 28 日 Bゼミ 刑事訴訟法

最優秀答案

回答者 I・M さん

第1 ①の行為の適法性

1 P は、搜索場所を A 方居室とする搜索差押許可状(以下、「本件許可状」という。))
で、甲の携帯物であるキャリーケース(以下、「本件ケース」という。))の中を搜索して
いる(刑事訴訟法(以下略)219 条 1 項)。そこで、場所に対する令状の効力が物にも及ぶ
かが問題となる。

(1) 裁判官は、搜索場所と同一管理権の及ぶ範囲を基準として、プライバシーの利益
(憲法 13 条後段)を考慮し令状審査をしている(同法 35 条 1 項)から、場所に対する令
状の効力は、捜査場所と同一管理権の範囲に属する物にも及ぶ。

(2) 本件許可状の搜索場所は、A 方居室であり、本件ケースは甲が携帯していること
から、令状の効力が及ばないようにも思える。しかし、A は、妻甲及び息子乙と同居
する A 方居室を覚醒剤密売の拠点にしていると考えられ、家族ぐるみで犯罪を行って
いることが予想される。そして、裁判官は、令状審査において、同居人甲乙のプライ

バシーの利益も考慮した上で発付したと考えられることから、同居人の携帯物にも本件許可状の効力は及ぶ。

(3) したがって、本件許可状の効力は、本件ケースに及ぶ。

2 本件ケースは甲の所持品と考えられ、被告人以外の者の物であることから、「押収すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合」(222 条 1 項本文前段、102 条 2 項)が必要である。

(1) 甲は、立会人(114 条 2 項)であるにもかかわらず、P による再三の説得にも本件ケースの持ち手を握ったまま拒否しており、非協力的かつ拒絶の意思が強固である。これらの事情からすれば、同ケースの中に差押対象物が存在する可能性は極めて高い。

(2) したがって、証拠物の蓋然性は、認められる。

3 としても、P は、甲の承諾なく同ケースの中を搜索していることから、「必要な処分」(222 条 1 項本文前段、111 条 1 項前段)として許されるか。

「必要な処分」とは、搜索差押えの実効性確保に必要かつ社会通念上相当な処分をいう。

営利目的での覚醒剤所持は、1 年以上 10 年以下の懲役刑(覚醒剤取締法 41 条の 2 第 2

項)と量刑が重く、重大な犯罪である。また、覚醒剤は水に溶解易く、証拠隠滅が容易である。よって、必要性が認められる。

そして、Pの行為態様も無施錠の本件のケースのチャックを開けたにすぎず、手段として必要最小限度のものであることから、相当性が認められる。

(3) したがって、「必要な処分」として許される。

4 以上より、①の行動は適法である。

第2 ②の行為の適法性

1 乙もAの同居人であるから、本件許可状の効力は、乙の携帯物にも及ぶ。

2 では、搜索開始後に、搜索場所であるA方居室に持ち込まれたボストンバッグ(以下、「本件バッグ」という。)にも令状の効力は及ぶか。

(1) 持ち込まれたのが搜索開始の前か後かという偶然の事情によって搜索の可否が左右されるのは妥当ではない。したがって、搜索開始後に搜索場所に持ち込まれた物についても、令状の効力は及ぶ。

(2) 本件では、搜索開始後に乙がA方居室に本件バッグを持ち込んでいることから、本件許可状の効力は、同バッグに及ぶ。

3 では、Pらが乙を羽交い締めにした上で、同バッグを取り上げた行為は、「必要な処分」(222条1項本文前段、111条1項前段)として許されるか。

(1)乙は、Pによる再三の説得にも応じず、同バッグを両腕で抱きかかえて拒否しており、拒絶の意思は強固である。そして、既にA方居室から覚醒剤等の差押対象物が発見されており、同バッグの中にこれらが入っている可能性が極めて高い。よって、必要性は認められる。

確かに、羽交い締めという行為が態様からすれば相当程度強度な有形力の行使といえる。しかし、令状の効力が同バッグに及ぶ以上、その執行の手段として、乙の抵抗を排除するための必要最小限度のものといえるから、相当性も認められる。

(2) したがって、「必要な処分」として許される。

4 以上より、②の行為は適法である。

以上

最優秀答案 I・M さん

+

表

Bゼミ
試験科目
刑事訴訟法

刑事訴訟法

第1 ①の行爲の適法性

1 Pは、捜索場所をA方居室とする捜索差押許可状(以下、「本件許可状」といふ。)で、甲の捜索物であるカリーケース(以下、「本件ケース」といふ。)の中を捜索している(以下、「本件捜索」といふ。)(同法219条1項)。そこで、場所に対する令状の効力及び物にも及ぶかという問題となる。

(1) 裁判官は、捜索場所と同一管理権の及ぶ範囲を基準として、プライバシーの利益(憲法13条後段)を考慮し令状の効力(同法35条1項)が、場所に対する令状の効力は、捜索場所と同一管理権の範囲に属する物にも及ぶ。

(2) (本件許可状記載)捜索場所が、A方居室であり、本件ケースは甲が携帯していることより、令状の効力に及ぶに十分なものである。しかし、Aは、妻甲及び息子乙と同居するA方居室を覚醒剤密売の拠点にしていると考えられ、覚醒剤の犯罪を行っていることが平然と認められる。そこで裁判官は、令状審査において、同居人甲乙の管理する物がA方居室に対するAの管理権の範囲に属する物であると判断した(以下、「Aの管理権の範囲」といふ。)(同法219条1項)を考慮し、本件許可状の効力は及ぶ。

(3) したがって、本件許可状の効力は、本件ケースに及ぶ。

明治大学法学会 司法試験予備試験答案審査委員会

5/18

捜索場所と同一管理権の範囲に属する物には捜索許可状の効力が及ぶという判断枠組みに照らすと、これを満たした上で、さらに「押収すべき物の存在を認めるに足る状況のある場合」を要求する必要はないとも考えられます。

2025.5.28実施 Bゼミ 刑事訴訟法

2 本件ケースは甲の所持品と考えられ、被告人以外の者の物であることから、「押収すべき物の存在を認めるに足る状況のある場合」(222条1項前段)が必要である。

(1) 甲は、被告人(114条2項)であるにもかかわらず、Pによる再三の説教にも本件ケースの持ち手を握ったまま拒否しており、非協力的な拒絶の意思が強く窺われる。よって、事情が許せば、同ケースの中に差押対象物が存在する可能性は極めて高い。

(2) したがって、証拠物の蓋然性は認められる。

3 としても、Pは、甲の承諾なく同ケースの中を捜索していることより、必要な処分(222条1項前段、111条1項前段)として許される。

(1) 「必要な処分」とは、捜索差押えの告知性確保に必要な社会的急務に相当する処分をいふ。営利目的での覚醒剤所持は、1年以上10年以下の懲役刑(覚醒剤取締法41条の2第2項)と量刑に重く、重大な犯罪である。また、覚醒剤は水に溶けやすく、証拠隠滅が容易である。よって、(必要性)が認められる。

したがって、Pの行爲経緯も無断強迫の本件ケースの

明治大学法学会 司法試験予備試験答案審査委員会

刑事訴訟法

再三にわたる求めにもかかわらず、甲はケースの中を見せることを拒んだ。このように、Aが官署による捜査に応じない以上、捜査官は、本件ケースの中を見せる必要があったといえる。

裏

※本誌に掲載されている記事は、取材した時点での状況に基づいて記述されています。状況が変化する可能性があります。

2025.5.28実施 8せし 町事訓読法

本件ケースの本来的な開封方法であり、物理的損壊もなく

チャックを開けたらまず、手袋として必要最小限度のものを用意。相当の圧力がかかる。

(3) L は M の、 r 必要度 2 成分」として許される。

4 以上より, ①の行方は適法である。

第2 ② a 行為の道徳性

1. 乙もAの同居人であるから、所有許可状の交付は、
乙の持ち物にもなる。

2. 以上の捜索開始時に、捜索場所であるA市居室に持ち込まれたポスト・シバック(以下、「本件シバック」といふ。)にも金銭の類が収められていた。

(1) 持ち込めたものを π -探索開始の前 π 後 π という偶然の事情により探索の可否 π 左右されるのは必ずではない。 π 後 π 、探索開始後に探索場所を持ち込めた物に π とも、合致の効力は及ぶ。

(2) 本件では、捜索開始後に乙がA戸居室に本件バッグを持ち込んだ。その~~お~~^おの~~た~~^たが、本件許可状の効力は、同バッグに及ぶ。

3 27、P4 p. 2 を羽交い縛りにした上、同11のギ
を取上げた行居は、「必要ならん」(222条1項後
前段、111条1項前段)として許された。

(1) 212. $P_1 = P_3$ 再三の説得にも応じず、同バックを

両腕で抱きかかると拒否してあり、拒絶の意思は
強固である。そして、既にAが居室から覚醒前等、
差押対象物に接触したと見、同バックの中にさ
かきかき入ると、可能性は極めて高い。また、必要程
に認めてはいる。 捜索開始時よりも嫌疑が高まっている。

身体に、羽交い締めという行為は、総体として、
身体の使用に対する直接的かつ強度の制約である点で、極端な手段とは言えない。

言葉による説明が不十分で、以上、その行為の目的と、その拒絶を排除した点には、客観的に非違の心を得ず、その時間数秒であり即成的なものとすると、刑事訴訟

(2) したがって、「必要の20分」として計上する。

4. 以上より、②の行差は直法である。

MA

起案お疲れさまでした！

論述の流れがよく、読みやすいです。確かな実力を感じます

「必要な処分」での必要性とは、当該行為（処分）をしない場合に生じる捜査上の不都合です。本件ケースは、開示しなければ中身を「見られませんが（捜索できません）。ただ、本件ケースに捜索許可状の効力は及んでいますが、管理者甲の同意を得なくても開示することは可能です。その際、「必要な処分」も可能です。ここでは、本件ケースを直接管理している甲の同意を得ずに、チャックを開ける行為が「必要な処分」に当たることが問題となります。

休養第一で！